

## 「衛星安否確認サービス通信端末」利用規約（令和 4 年度）

令和 4 年 7 月 15 日制定

本利用規約は、内閣府が所有する衛星安否確認サービスおよび防災機能拡張に伴う実証・調査（以下「本実証事業」という）の提供するサービス（以下併せて「本サービス」という）の通信端末（以下「本端末」という）の提供を希望する方が、本端末を利用するに際し遵守し、また管理者に遵守させなければならない事項を定めたものです。本端末の提供を希望される方は、事前に本利用規約をお読みいただき、内容に同意の上、「Q-ANPI 機能拡張実証・調査参加申請書」をご提出ください。

### 第 1 条 定義

1. 本利用規約において、「申請者」とは、本端末の提供を申請する者をいいます。
2. 本利用規約において、「管理者」とは、本端末を管理する者をいいます。

### 第 2 条 提供条件

本端末の提供は、以下の条件を承諾された場合のみ行われます。

1. 申請者が自治体（都道府県、または市区町村）であること。
  2. 申請者が本端末を積極的に使用し、将来の導入について検討をしていただけること。
- なお、本端末の提供は、将来の導入を強制するものではありません。

### 第 3 条 端末管理

1. 配備先（申請者が都道府県の場合のみ）

申請者が都道府県の場合は、本端末の配備先を決めていただきます。配備先は自治体単位で決定するものとし、申請者の属する市区町村あるいは申請者自身に限ります。本端末は、自治体ごとの ID（以下「実証機関 ID」という）に紐づき、本サービスのシステムに登録されます。そのため、配備先の決定後、申請者は本端末を配備する市区町村名を端末配備計画届（様式 1）にて内閣府へ連絡してください。また、本端末の提供期間中に配備する市区町村を変更する場合には、速やかに内閣府へ端末配備計画変更届（様式 2）にて連絡してください。

申請者は、本端末の配備先を管理すると共に、本端末の状態および、使用状況を管理して下さい。

2. 端末管理者

申請者は、自治体単位で本端末ごとに管理者を選定していただきます。申請者は、本端末ごとに、正、副の最低 2 名の管理者を選定し、所定の申請を行ってください。申請後に変更がある際には、端末管理者届（変更届）兼同意書（様式 3）にて、速やかに内

閣府へ連絡してください。本端末の提供期間中に代表者および担当者（申請者）の変更がある際には、自治体担当者届（変更届）兼同意書（様式 4）にて、速やかに内閣府へ連絡してください。

### 3. 本端末の所在確認と動作確認

内閣府より、申請者または管理者に対して本端末の所在を年 1 回程度確認しますので、本端末の所在を確認のうえ、回答してください。また、毎年 1 回は必ず本端末を使用した通信を行い、動作確認を実施してください。

## 第 4 条 報告

1. 実災害時に本端末を使用した場合には、事後に実施連絡書（様式 5）を提出いただきます。
2. 内閣府が行うアンケートに必ず回答を提出いただきます。また、報告資料作成にご協力いただきます。

## 第 5 条 メンテナンス、修理

1. 本端末の提供期間中に本端末のメンテナンス作業は必要ありませんが、ソフトウェア等の更新の必要が発生した場合には、更新作業を行っていただく場合があります。
2. 本端末の提供期間中に本端末が故障、破損した場合には無償で修理を行います。本端末輸送に関わる費用は、申請者または管理者に負担いただきます。また、故意または重大な過失により破損した場合には申請者または管理者に修理費を実費負担いただきます。

## 第 6 条 遵守事項

1. 本端末の用途は、防災利用（訓練、講習等を含みます）に限ります。
2. 本端末は実証機関 ID と紐づけられているため、登録された自治体以外で使用する場合には事前に端末配備計画変更届（様式 2）を提出していただきます。ただし、実災害時の災害救援部隊への一時的な貸出しは例外として認められます（当該貸出中においても申請者は本利用規約を遵守し、または管理者に本利用規約を遵守させる必要があります）。
3. 本端末の分解、改造を行ってははいけません。

## 第 7 条 免責条項

内閣府は、準天頂衛星システムの本サービスを多くの方に利用して頂く目的で、本端末を無償で提供し、利便性の高いサービスを目指しております。

準天頂衛星システムが提供する本サービスは、無償でご利用いただけます。

ただし、本サービスの内容および提供に関する保証はなく、本端末において信号が送

受信されないまたは不正確な信号が送受信されることがあってもデータの紛失等の責任を負いません。

なお、内閣府は本サービスの停止または内容の変更を行う場合があります。本サービスは以下に定める条件により提供されておりますので、ご同意の上でご利用ください。

- i) 内閣府は、本サービスおよび本端末の提供に関し、今後変更がないこと、本サービスの範囲、アベイラビリティ（可用性）、本サービスおよび本端末に利便性があること、利用者の要求または特定の目的に適合していること、および、第三者が保有する知的財産権に対する侵害がないこと等について、準天頂衛星システム、本端末、または外部システム等の原因を問わず、いかなる保証も行いません。
- ii) 適用される法令が許す範囲内で、内閣府は本サービスおよび本端末の利用者が、本サービスおよび本端末を利用したこと、本サービスおよび本端末を利用しようとした者が本サービスおよび本端末を利用できなかったこと、または、本サービスおよび本端末の内容が変更されたことに起因して生じたいかなる損害（直接、間接、偶発、特別および派生的な損害を含みます。契約責任、製造物責任、不法行為責任またはその他の責任から生じたかを問わず、また、本サービスおよび本端末の提供に関して故意または過失が存在したか否かを問いません。）についても、責任を負いません。

## 第 8 条 個人情報の取扱い

1. 内閣府は、提出された申請書等に含まれる個人情報を選定および申請者との連絡のために使用します。また、配備決定後に申請いただく管理者の個人情報は、管理者登録および管理者との連絡のために使用します。ご提供いただいた個人情報は、上記の目的以外で使用することはありません（ただし、法令等により提供を求められた場合を除きます）。
2. ご提供いただいた個人情報は、前項の目的のため、委託事業者が使用する場合があります。
3. 本端末内に収集した個人情報に内閣府は一切関知しません。各自治体の責任のもと、申請者および管理者が適正に取り扱うものとします。なお、本端末を使用し衛星を経由して送信され、所定の WEB サイトで公開される情報には、個人情報は含まれません。

## 第 9 条 利用規約の改訂

1. 内閣府は、必要があると認めるときは、申請者に対し事前の通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改訂することができるものとします。
2. 内閣府は、本利用規約の改訂を行った場合には、速やかに連絡するものとします。

## 第 10 条 実証事業期間及び実証事業終了時の取扱い

本実証事業は令和 9 年 1 月末までとし、実証事業終了後の令和 9 年 3 月までに本端末を別途内閣府が指示する場所へ返却していただく予定です。なお、本実証事業終了時（令和 9 年 1 月）より以前に自治体の都合により本端末の提供を中断する場合は、返却に伴う輸送の費用は自治体が負担することとし、本実証事業終了時（令和 9 年 1 月）まで本端末の提供を受けた場合は、返却に伴う輸送に関わる費用は内閣府が負担します。

## 第 11 条 外部サーバが提供するサービス

本実証事業による衛星安否確認サービスの拡張機能を提供するサーバ（以下外部サーバという）は、月に 1 回程度のメンテナンス作業のため、サービスを停止することがありますので、あらかじめご了承ください。外部サーバのメンテナンスの予定は、ホームページにてご案内いたします。

## 第 12 条 お問い合わせ

本端末に関するごお問い合わせは、support@qanpi-demo.jp.nec.com までご連絡ください。